

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 災害救助法による救助を実施する件
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
 - 道路の区域を変更する件三件
- 公告
 - 一般競争入札を行う件二件
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件
- 福島県病院局
 - 一般競争入札を行う件
 - 落札者を決定した件

告 示

福島県告示第八十八号

令和元年台風第十九号により災害が発生した次に掲げる地域について、令和元年十月十二日から災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和二年二月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

地域

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡

矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村

（災害対策課）

福島県告示第八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年二月一日救急病院として認定した。

令和二年二月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名称	所在地	認定有効期限
福島赤十字病院	福島市八島町七十七	令和五年一月三十一日
一般財団法人大原記念財団大原総合病院	同 市上町六一	同
医療生協わたり病院	同 市渡利字中江町三四	同
公立藤田総合病院	伊達郡国見町大字塚野目字三本木一四番地	同
医療法人慈久会谷病院	本宮市本宮字南町裡一四九	同
一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海五丁目二四	同
公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院	○番地	同
公益財団法人星総合病院	同 市駅前二丁目一番一七号	同
一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	同 市向河原町一五九番一号	同
医療法人明信会今泉西病院	同 市八山田七丁目一五番	同
公立岩瀬病院	同 市朝日二丁目一八番八号	同
公益財団法人会田病院	同 須賀川市北町二〇番地	同
竹田総合病院	同 西白河郡矢吹町本町二一六番	同
会津中央病院	同 会津若松市山鹿町三番二七号	同
医療法人昨雲会飯塚病院附属有隣病院	同 同 市鶴賀町一番一号	同
福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院	同 喜多方市松山町村松字北原三六四三一	同
公立相馬総合病院	同 河沼郡会津坂下町字逆水五〇番地	同
医療法人相雲会小野田病院	同 相馬市新沼字坪ヶ迫一四二	同
	同 南相馬市原町区旭町三丁目二一番地	同

いわき市医療センター
 いわき市内郷御厩町久世原一 同
 六番地
 松村総合病院
 同 市平字小太郎町一番地 同
 同 市錦町落合一番地一 同
 呉羽総合病院
 同 市錦町落合一番地一 同
 日
 日
 日
 (地域医療課)

福島県告示第九十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 四五九号	二本松市向原一三四番 二地先から 同 市向原二二八番 四地先まで	変更前 変更後	六六・三丁 六八・七 五六・四丁 六七・五	五六・〇 五六・〇 五六・〇

(道路計画課)

福島県告示第九十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野 富岡線	双葉郡富岡町大字上手 岡字後田九二番一地先	変更前 変更後	一〇・八丁 二二・三	二九九・二

(道路計画課)

から 同 郡同 町大字上手 岡字後田一二六番地先 まで	変更後 一六・二丁 四三・八	二九九・二
--------------------------------------	----------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第九十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道富岡 大越線	双葉郡富岡町大字上手 岡字下千里一三九番地 先から 同 郡同 町大字上手 岡字上千里八番地先ま で	変更前 変更後	A 五・九丁 一八・四 A 五・九丁 一八・四 B 一〇・四丁 四七・二	一、一〇五・三 一、一〇五・三 一、一〇五・三 七七八・〇

(道路計画課)

公告第30号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステ

ム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年3月9日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年3月9日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年2月14日（金）から同年3月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び同年2月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年3月2日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和2年3月30日（月）午前10時

(2) 場所 福島県自治会館5階502会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年3月27日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和2年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and Operation of Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 30 March 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 27 March 2020

- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7731
(税務システム課)

公告第31号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- | | | |
|---|-----------------|----|
| ア | 除雪ドーザ1（18t級） | 2台 |
| イ | 除雪ドーザ2（18t級） | 1台 |
| ウ | 除雪ドーザ3（14t級） | 1台 |
| エ | 除雪ドーザ4（18t級） | 1台 |
| オ | 除雪ドーザ5（14t級） | 1台 |
| カ | 除雪ドーザ6（18t級） | 1台 |
| キ | ロータリ除雪車1（2.6m級） | 1台 |
| ク | ロータリ除雪車2（2.6m級） | 1台 |
| ケ | 凍結防止剤散布車1（3t級） | 1台 |
| コ | 凍結防止剤散布車2（3t級） | 1台 |
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限

- ア 令和2年11月6日（金）
イ 令和2年11月6日（金）
ウ 令和2年11月6日（金）
エ 令和2年11月6日（金）
オ 令和2年11月6日（金）
カ 令和2年11月6日（金）
キ 令和3年1月15日（金）
ク 令和3年1月15日（金）
ケ 令和3年2月8日（月）
コ 令和3年2月8日（月）

(4) 納入場所

- ア 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
イ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
ウ 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
エ 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
オ 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
カ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
キ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
ク 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
ケ 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
コ 福島県須賀川土木事務所（福島県須賀川市大町33番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年3月5日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年3月5日（木）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和2年2月14日（金）から同年3月5日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年2月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙34枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年2月20日（木）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年2月20日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- | | | | |
|---|----------------|---------------------|-------------|
| ア | 1の(1)のAに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後1時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| イ | 1の(1)のイに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後1時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ウ | 1の(1)のウに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後2時 | 福島県出納局入札用度課 |
| エ | 1の(1)のエに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後2時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| オ | 1の(1)のオに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後2時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| カ | 1の(1)のカに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後3時 | 福島県出納局入札用度課 |
| キ | 1の(1)のキに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後3時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ク | 1の(1)のクに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後3時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ケ | 1の(1)のケに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後4時 | 福島県出納局入札用度課 |
| コ | 1の(1)のコに掲げる物品等 | 令和2年3月27日（金）午後4時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
- （郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年3月26日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に闕し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Tractor with Snow Plow I (18t class) 2 units
 - ② Tractor with Snow Plow II (18t class) 1 unit
 - ③ Tractor with Snow Plow III (14t class) 1 unit
 - ④ Tractor with Snow Plow IV (18t class) 1 unit
 - ⑤ Tractor with Snow Plow V (14t class) 1 unit
 - ⑥ Tractor with Snow Plow VI (18t class) 1 unit
 - ⑦ Rotary Snow Plow I (2.6m class) 1 unit
 - ⑧ Rotary Snow Plow II (2.6m class) 1 unit
 - ⑨ Chemical Spreading Vehicle I (3t class) 1 unit
 - ⑩ Chemical Spreading Vehicle II (3t class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:20 p.m., 27 March 2020
 - ② 1:40 p.m., 27 March 2020
 - ③ 2:00 p.m., 27 March 2020
 - ④ 2:20 p.m., 27 March 2020
 - ⑤ 2:40 p.m., 27 March 2020
 - ⑥ 3:00 p.m., 27 March 2020
 - ⑦ 3:20 p.m., 27 March 2020
 - ⑧ 3:40 p.m., 27 March 2020
 - ⑨ 4:00 p.m., 27 March 2020
 - ⑩ 4:20 p.m., 27 March 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 26 March 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和二年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

矢吹土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 野崎 吉郎 西白河郡矢吹町新町一六九番地

（農村計画課）

公告第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、矢吹東地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和元年六月二十六日完了したので公告する。

令和二年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県病院局

公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福島県病院事業管理者 阿部正文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和2年6月1日から令和3年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県立矢吹病院（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年3月6日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号
福島県病院局病院経営課
電話024-521-7229
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年3月6日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和2年2月14日(金)から同年3月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年2月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年2月25日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和2年3月27日(金)午後4時
(2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年3月26日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和2年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 11 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った入札者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at 5 Fukushima Prefectural hospitals or clinics 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 4:00 p.m., 27 March 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 26 March 2020
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

(病院経営課)

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福島県立南会津病院長 佐 竹 賢 仰

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地
福島県立南会津病院 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
99,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年11月15日

(事務部(総務))